

水先人用はしごの国際的な基準に関する事項

改正規則

安全設備規則
(日本籍船舶用)

改正理由

船舶に備える水先人用移乗設備に関する要件を規定している SOLAS 条約第 V 章 23 規則において、水先人用はしごの製造者は、当該規則又は IMO が認める国際的な基準に適合していることを証明するよう定められている。

水先人用はしごについては、ISO 799:2004 が国際的な基準として定められていたが、当該規格の改正に伴い、最新版の規格である ISO 799-1:2019 を国際的な基準として正式に認めることが、第 106 回海上安全委員会 (MSC106) において承認された。

これを踏まえ、国土交通省では、従来の ISO 799:2004 に加えて ISO 799-1:2019 に適合する水先人用はしごについても使用が可能とするべく、船舶検査心得の一部改正が令和 5 年 1 月 19 日付国海安第 121 号として通達された。

今般、船舶検査心得の一部改正に基づき、関連規定を改める。

改正内容

最新版の ISO 規格である ISO 799-1:2019 に適合した水先人用はしごを使用することができる旨、改める。

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

附属書 4-2.3 水先人用移乗設備

1.1 水先人用はしご

1.1.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. 水先人用はしごは、4 編 2.3 及び本附属書に規定される要件、*ISO 799:2004*「水先人用はしご」、*ISO 799-1:2019*「水先人用はしご」又は本会が適当と認める基準若しくは規格に適合していることを製造業者により証明されること。